



平成 17 年度通常総会を終了して

長崎県技術士会会長 犬東 洋志

平成 17 年度通常総会が会員皆様のご協力と大島造船所のご支援によって無事終了し、提案議案が全て認められましたことを嬉しく思います。

今回は新企画で総会を開催しましたがやはり世間の厳しさを反映してか出席者が半減し、企画を誤ったかとも考えましたが年に一回のことですので了とすべきだと気持ちを切り替えたところです。

さて、今後の長崎県技術士会を発展させるために新機軸を提案しました。お互い忙しい環境ですので議論が進み難いかもしれませんが将来に向けて努力して行くべきと考えます。

幸い NERC が技術者の拠点として協力していただけますので心強い限りです。人が集うことはそこから発展が生まれることです。会員の皆様には情報を得てご協力を期待します。

NERC では、平成 17 年 10 月 4 日と 5 日に長崎建設技術フェアを開催されます。急でしたが技術士会として後援したいと申し入れております。

気が付きましたら今年も半年経過しています。厳しい暑さも然ることながら自然の脅威を感じるのは私 1 人ではないのでしょうか。

時あたかもロンドンでテロが発生し世の中を震撼とさせていますが、会員の皆様には心して日常業務に励んで頂きたいと思っております。健康には最大限注意を払って、ご活躍を祈念し挨拶と致します。

平成 17 年度通常総会・研修会報告

総会及び研修会は、予定のどおり 6 月 23 日 21 名の出席で開催しました。

各議案は審議の上、原案のとおり承認されました。

本年度は承認された事業計画により実施して行きますので会員各位のご協力を宜しくお願いいたします。

1：総会の議題等は下記のとおりです。

- 1) 開会のことば
- 2) 会長挨拶
- 3) 議長選出
- 4) 議 事

(1) 第 1 号議案：平成 16 年度事業報告

(2) 第 2 号議案：平成 16 年度収支報告及び
監査報告

(3) 第 3 号議案：平成 17 年度事業計画 (案)

・HP の開設について

・基金設立について

(4) 第 4 号議案：平成 17 年度収支予算 (案)

(5) 第 5 号議案：長崎県技術士会規程 (案)

・規約に基づく役員 (案)

報告事項

- ・第 11 回西日本技術士研究・業績発表
- ・災害支援委員会の登録
- ・CPD 登録
- ・全国大会
- ・その他

閉会

2：研修会

研修会内容

総会后、下記の研修会を開催しました。講義と造船所及び醸造工場の見学で有意義な研修会となりました。

「浮体構造物の現状と課題」

「大島造船所及び大島醸造見学」

株式会社大島造船所 若杉 泰昭氏 (建設部門)

3：懇親会

研修会の後、懇親会を開催しました。当日は「大島アイランドホテル長崎」に一泊したため、ゆっくり出来、非常に和やかな会となり懇親を深めることが出来ました。

次回の懇親会には、多くの会員の参加をお願いします。

長崎県技術士会規約について

総会において承認された、長崎県技術士会規約を掲載します。今後、本規約により会の運営を行います。必要な場合は改正等を行いながら規約を充実して行きます。

長崎県技術士会規約

第一章 総 則

第 1 条 本会は、技術士法 (以下「法」という) の規定に準拠して、長崎県技術士会 (略称は今後会員に募集し決定する) と称する。

第 2 条 本会は、技術士の使命及び職務に鑑み、技術士業務の進歩、技術力の向上並びに会員の品位の保持をはかり、もって我が国の科学技術の向上に寄与するとともに地域に貢献することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 業務の普及及び啓発
- (2) 試験事務および登録事務に関する協力
- (3) 行政施策に関する協力
- (4) 技術に関する調査研究
- (5) 技術力向上のための研修・講習
- (6) 関係団体やその他関係団体との連絡協調
- (7) その他本会の目的を達成するための事業

第 4 条 本会の事務局を長崎県建設技術研究センター (NERC) に置く。

第 5 条 本会則の施行に必要な事項は、本会則に規定す

(6) 第6号議案：その他

第二章 正会員・準会員及び賛助会員

第6条 正会員は、技術士及び第2次試験合格者の資格を有する者とする。

第7条 準会員とは、技術士補及び技術士第一次試験合格者とする。

第8条 会員となるものは役員会の議を経た後、入会の手続きを了しなければならない。また、総会で決められた会費を納めなければならない。

第9条 会員は次の事由により退会する。

- (1) 退会の届け出
- (2) 死亡
- (3) 除名

第10条 会員は、技術士法または本会則に違反し、本会

の秩序または信用を害し、または技術士の品位を失墜させる行為をしたときは役員会の議を経た後除名することができる。

第11条 本会に賛助会員を置く。

賛助会員は細則に定める。

第三章 入会費及び会費

第12条 入会費及び会費は、役員会の議を経た後、総会に計り決定する。

第13条 納入した会費などはいかなる理由があっても返却しない。

第14条 会員が引き続き2カ年にわたって会費を納めないときは、役員会に諮り退会したものとみなすことが出来る。

第四章 役員

第15条 本会に、次の役員を置く

- | | |
|-----|------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 3名以内 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
| 顧問 | 若干名 |

第16条 役員は会員の中から役員会に諮り選任し総会の議を経た後決定する。

第17条 役員の任期は2年度間を基本とする。ただし再任を妨げない。

任期満了後も、後任者が選任されるまでは引き続きその職務を行うものとする。

第18条 役員は無報酬とする。

第19条 理事は九州支部の役員及びセンター理事を兼務する。

第20条 顧問は本会に功績のあった者の中から役員会の議を経た後、総会に諮り会長が委嘱する。

第21条 本会に会外役員をおくことが出来る。会外役員とは、本会に特別の功績があった者の中から引き続き本会の会務遂行のため必要とされる者を役員会の議を経た後総会に諮り決定する。

るものほか、役員会の議を経た後会長が定める。

第23条 総会は定時総会と臨時総会とする。

定時総会は毎年年度当初に開くものとする。

臨時総会は役員会において必要と認められたときに開く。

会員の請求があったときには役員会に諮り決定する。

第24条 総会の議決は、出席者の過半数の議決によって成立する。

長崎県技術士会細則

第一章 委員会

第1条 本会に次の委員会をおく。

委員会は、本会の業務を分担するため、常設委員会

とし、その種別及び分担事項は次にかかげるところに

よる。業務実施に当たっては企画を立案し、役員会にはかるものとする。

1) 総務・広報委員会

会計、会員名簿の編集・発行、長崎年鑑の名簿編集、機関誌（IPEJ—NAGASAKI）の編纂・発行、その他庶務に関する事項。

2) 業務・技術士継続教育（CPD）委員会

支部より委嘱された事業及び研修会の企画・調整、実施に関する事項。

3) 災害・技術支援委員会

災害時の技術支援活動及び、災害の調査研修に関する事項。

4) 修習技術者支援委員会

修習技術者の教育・研修等の支援活動、及び、第1・2次技術士試験申込・説明会に関する事項。

5) IT委員会

IT活用による業務の円滑化と環境の整備及び会員

のIT技術のスキルアップに関する事項。及び、ホームページに関する事項

第2条 委員会は委員長1名、委員若干名を置く

1) 委員会の委員長は、予め会長が役員の中から委嘱するものとする。

2) 委員長は委員会を代表し、会の事務を統括し委員会

の議長となる。

3) 委員会の委員は、委員長が会員の中から委嘱し、会長に報告する。

4) 委員の任期は2年以内とする。但し、再任を妨げない。

第二章 会員

第3条 本会の会員は、長崎県内に事務所、勤務先又は住所を有し本会の目的に賛同する者を以て組織し、会

第五章 会議

第22条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第三章 会費

第4条 本会の年会費は次のとおりとする。

- 1) 名誉会員 会費免除
- 2) 正会員 3,000円
- 3) 準会員 1,000円
- 4) 賛助会員 5,000円

会費は年度始めに徴収する。

年度の間に入会した場合も同様の会費とする。

4: 但し、次の年の1月～3月に入会した場合は、当年度は免除とする

尚、年の途中で退会した会員の返納は行わないものとする。

第5条 旅費

役員会に出席した場合は、1回当たり1,000円支給する。

第3号議案で承認された、技術士会ホームページの開設及び基金設立に対する考え方等は下記のとおりです。HP開設後は大いに活用をお願いします。

・HP開設について

1) コンセプト

*地域に貢献する技術士会の情報発信の拠点とする。

*技術研鑽のネットワークを形成する。

*技術士の活用推進をPRする。

2) 開設場所

*NERCを拠点として開設する。

理由・・・技術士会事務局設置に理解、
技術者の心の拠り所

3) 手法

*独自のドメインを取得して開設する。

*ホームページのJACK(端子)を設置する。

*会員は何処からでもパスワードを持ってHPを活用できる。

4) 期待される効果

*本部・支部からの情報受発信確実性。

*会員への一斉発信・省力化・

*会員相互の連携強化・・・必要な時に必要な情報を確実に得る。

*技術士情報を適宜に供与・・・与条件明確化。

*情報の一元化。

*誰でも参加。

5) その他

*NERCを積極的に活用するためにも、ここを拠点とする。

・基金設立について

長崎県技術士会は、毎年繰越金が多くあるため、将来の独自事務所を開所するための費用を目的に、基金(3百万円を特別会計とする)を創設する。

但し、「年度の必要経費が不足する場合は、基金を取り崩すことが出来る。」とする。

員の種類は次のとおりとする。

- 1) 名誉会員 技術士登録者で年齢が満80歳を超えた会員
- 2) 正会員 技術士及び第2次試験合格者
- 3) 準会員 技術士補及び第1次試験合格者
- 4) 賛助会員 本会の目的に賛同し協力する個人又は法人

報告事項

1: 第11回西日本技術士研究・業績発表大会

平成17年6月3～4日 佐賀市にて開催、長崎県技術士会は共催として、準備委員会による準備から開催当日の世話を行いました。

大会当日は、第2分科会の進行を担当し、柏原主査、山口(和)座長を始め関係者のご協力により盛大に終了することが出来ました。参加者(長崎県25名)、関係者及び広告協賛を頂いた各社に感謝いたします。

2: 災害支援委員会の登録等

1) 当委員会に付いては、長崎県災害支援委員会の福岡委員長のご努力と各委員のご協力で支部登録していましたが、これを取り止め、新たに本部で電子受付を行うことになりました。

このため、既登録者もあらためて電子登録が必要となりました。登録については、(社)日本技術士会のホームページにより要領を確認し登録をお願いします。「福岡西方沖地震」の発生もあり、多くの皆様の登録をお願いします。

2) 「平成16年新潟県中越地震 技術士会現地調査結果及び緊急提言 平成16年11月

(社)日本技術士会 防災特別委員会」の冊子を、17年1月11日福岡委員長、大橋代表幹事で、長崎県土木部及危機管理・消防防災課へ届けました。

3: CPD(継続研鑽)登録

技術士会員の研修登録が、電子登録で可能となりました。

登録については、(社)日本技術士会のホームページにより要領を確認し登録をお願いします。

4: 全国大会

平成17年10月19日 福岡市にて開催され九州支部が担当します。長崎県技術士会研修の一旦として多くの会員の皆様のご参加をお願いいたします。実施案内は、「技術士だより第64号」に記載されています。

5: その他

1) 九州支部の総会で、九州支部支部長に、平岡毅氏(建設部門)、九州技術士センター長に、小出剛(農業部門)が就任されました。

2) NPO 法人技術交流フォーラム(佐賀)開催の技術研修会などへの参加について

17年度の役員について
通常総会で下記のとおり決定いたしました。
尚、技術士会の活性化のため設けました各委員会については、会員の皆様の自発的な参加をお願いいたします。
参加いただける、ご希望の委員会について御連絡をお待ちしています。
多くの会員皆様の参加・活動があって、地域に開かれた貢献できる技術士会となるものと考えますので、奮って委員会への登録をお願いします。

役員名簿

顧問	黒瀬 正行
	野々下 金
	福岡 辰義
会長	犬束 洋志
副会長	平原 宏志 (九州支部 幹事)
代表幹事	大橋 義美 (九州支部長崎地区代表幹事)
理事	山口 和登 (九州技術センター理事)
	永濱 伸也
	川村 昭宣 (九州技術センター理事)
監事	本田 圭助
	松竹 英雄
総務・広報委員会	
委員長	大橋 義美
業務・CPD委員会	
委員長	小松 和彦
災害・技術支援委員会	
委員長	松永 光司
修習技術者支援委員会	
委員長	山口 和登
IT委員会	
委員長	西村 博崇

九州支部

長崎地区代表幹事	大橋 義美
幹事	平原 宏志
IT委員	永田 至高
CPD委員	永濱 伸也

九州技術士センター

理事	山口 和登
理事	川村 昭宣

長崎県技術士会の略称(ネーミング)の募集について

会の略称を考えたいと思っていますので、会にふさわしいネーミング及びロゴマークの提案をお待ちしています。
デザイン等得意な会員の皆さんの多くの提案を宜しく願います。

長崎県技術士会は賛助会員となっておりますので研修会などへの参加が出来ます。

下記のHPで開催の案内がされていますので、確認のうえ参加される方は、長崎県技術士会員である旨申し出参加下さい。

〔NPO 法人技術交流フォーラム〕で検索下さい。

事務局たより

1：17年度年会費の納入について

17年度の会費が通常総会で改定となりました。
別途、納入のお願いをしますので、納入方よろしくお願い申し上げます。

2：名誉会員について

名誉会員については、本年度より会費免除となりました。
九州支部名簿で登録されている諸先生(黒瀬正行、野々下金、芳賀三千億)は長崎県の名誉会員とされます。
先生方には、健康にご留意いただき今後とも会へのご指導ご鞭撻をよろしく願います。

尚、その他の会員で満80歳を迎えられた方は、事務局までご連絡をお願いします。

3：連絡手段について

現在は、メールと郵送により連絡を行っていますが、出来ればメールで日常の連絡が可能になることを願っています。
つきましては、現在郵送で連絡している会員でメールで可能な方はご連絡をお願いいたします。

又、メールでの連絡に不具合な点がある方もご連絡下さい。

3：職場変更等のご連絡のお願い

4月の人事異動などで職場が変更となられた会員はご連絡をお願いします。

4：その他

会の活動等に関する提案や自由なご意見等、本機関紙への投稿をお待ちしております。

会員皆様の要望、意見、各種情報等も下記までお寄せください。

長崎県技術士会に関する連絡は、下記へお願いいたします。

西日本菱重興産株式会社土木部 大橋 義美

〒852-8136

長崎市神の島町3丁目9番9号

TEL 095-865-5200

FAX 095-865-5880

E-mail: yoshimi.oohashi@west-ryoko.co.jp